

A) 木更津市臨時職員等登録制度の主な職種

主な職種	必要な資格等
事務	なし
レセプト点検員	実務経験者又は医療事務等有資格者
ALT コーディネーター	英検準 1 級又は TOEIC700 点以上
清掃業務員	なし
土木作業員	なし
保育補助	なし
保育士（経験年数 5 年未満）	保育士免許（登録必要）
保育士（経験年数 5 年以上）	
栄養士（経験年数 5 年未満）	栄養士免許
栄養士（経験年数 5 年以上）	
用務員	なし
調理員	なし
看護師	看護師免許
保健師	保健師免許
図書館司書	図書館司書免許
介護認定調査員 給付適正化調査員	介護支援専門員・保健師・看護師・社会福祉士等有資格者
介護支援専門員	介護支援専門員有資格者

B) 市立保育園の臨時保育士勤務表(H27 年度)

No.	名前	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	A					17日						6H	
2	B	6H						17日					
3	C		6H						17日				
4	D						17日						6H
5	E	17日						6H					
6	F		6H						17日				
7	D			17日						6H			

空欄月は、18日勤務 7時間45分/日

6H 週28時間45分以上、30時間以内勤務 17日 月に17日以内の勤務

C) 千葉県市町村職員共済組合退職手当支給規程

(退職手当の支給)第2条2

職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は諸規程等により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この規程(第5条中11年以上25年未満の期間勤務した者の死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中業務上の傷病又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。

D) 木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

(1週間の勤務時間)第2条2

地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。

3 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。